

山城町浄化槽市町村整備推進事業

事業者募集要項

平成17年5月31日

山城町

目 次

- I 本募集要項の背景説明
- II 事業の概要
- III 事業者の募集及び選定のスケジュール
- IV 応募者の資格要件
- V 提案書の審査
- VI 契約の概要
- VII 提案の内容及び条件
- VIII 事業実施に関する事項

I 本募集要綱の背景説明

山城町（以下「町」という。）は、「山城町浄化槽市町村整備事業」（以下「本事業」という。）について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）（以下「PFI法」という。）に基づき、PFI事業として実施するため、平成17年4月11日、PFI法第5条の規定に基づき、「山城町浄化槽整備事業に関する実施方針」（以下「実施方針」という。）を公表した。

町は、上記実施方針の下、本事業をPFI事業として実地することが適切であると認め、PFI事業法第6条の規定により、平成17年5月27日、本事業を「特定事業」として選定し、その旨を公表したところである。

本募集要項は、町が本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を募集及び選定するにあたり、事業者として本事業に参加しようとする者に交付するものである。応募者は、本募集要項の内容を踏まえ、必要な書類を提出するものとする。

II 事業の概要

1, 事業名

山城町浄化槽市町村整備推進事業

2, 事業の実施場所

徳島県三好郡山城町内

3, 事業の内容

本事業は、PFI法に基づき、①山城町一円における約750基の浄化槽の建設、②本事業で建設された浄化槽と、既設浄化槽の中で、町所有で事業者へ委託された浄化槽の維持管理業務、法定検査の実施、使用料金の徴収③その他これに付帯する事業を実施するものである。

事業方式は、事業者が施設を建設し、建設完了後、町がその施設を買取った上で、当該事業者へ維持管理を改めて委託する、いわゆる、BTO（Build-Transfer-Operate）方式である。町は、施設整備の財源として、施設着工時に使用者からの分担金を賦課徴収するほか、施設を買取る段階で、国庫補助、起債許可を受けことを予定している。また、維持管理の財源には使用者からの使用料金を予定している。

4, 事業期間

事業期間は次のとおりである。

事業期間：平成17年7月から平成27年3月までの9年9月間

ただし、遅くとも平成26年3月までに、所定の浄化槽の建設を終了させること。

5, 浄化槽等の管理者

山城町長 西 徹

III 事業者の募集及び選定のスケジュール

事業者の募集及び選定は本募集要項によるものとし、その実施スケジュール(予定含む)は、次のとおりとする。

平成17年5月31日(火) 事業者募集要項公表
平成17年6月 3日(金) 参加表明書及び参加資格審査申請書類受付
平成17年6月 6日(月) 参加資格審査
平成17年6月 6日(月) 参加資格審査結果の通知及び公表
平成17年6月14日(火) 提案書受付
平成17年6月14日(火)～6月20日(月)
提案書の審査
平成17年6月20日(月) 審査会による審査
平成17年6月21日(火) 事業予定者の決定及び公表
平成17年6月24日(金) 契約に向けて協定の締結
平成17年6月24日(金)～6月29日(水)
事業予定者は特別目的会社(SPC)を設立
平成17年6月下旬(予定) 町は議会に仮契約議案を提案
平成17年6月下旬(予定) 町議会で仮契約議案を承認・事業契約締結
平成17年7月上旬(町議会承認日以降) 事業開始

IV 応募者の資格要件

1, 参加資格要件

応募者は、単独企業の場合は単独で、企業等グループの場合は、各構成員が全体として次の参加資格要件を満たすものとする。参加資格が確認された応募者に対してのみ提案書作成を依頼する。

(1) 事業実施能力に関する要件

- ① 本事業を円滑に遂行する為に必要な、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- ② 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有している、又は有している者を使用する財務能力及び管理能力を有していること。
- ③ 応募者の構成員となる企業等、又は応募者が各業務を請け負わせる企業等は、それぞれの業務を行う法定資格要件を満たしていること。

(2) 応募者の条件

応募者は、次の条件をすべて満たすものとする。

- ① 事業予定者は事業契約締結までに、本事業を実施する特別目的会社（以下「SPC」という。）を本町に設立するものとし、代表者はSPCに出資するものとする。
- ② 応募者は、他の応募者又はその構成員として重複参加していないこと。ただし、町と事業者との事業契約締結後、選定されなかった応募者及び構成員が、選定事業者の業務等に協力することは差し支えない。
- ③ 応募者は、浄化槽の工事、保守点検、清掃、汚泥収集運搬業務を行う資格のすべてを、応募時点で有している必要はないが、必要な業務を、当該資格を有する企業に請負わせることにより当該業務を、適法かつ確実に遂行できること。応募者は、提案書において、又は、事業契約締結後着工までの間に、工事・保守管理・清掃・汚泥収集運搬を請負わせる企業を自己の責任において選定することができるが、町は事業者より申請のあった企業につき、法令上必要な資格要件を満たしていない場合、その他長期間にわたる本事業の性格に鑑み、業務遂行能力に問題があると認められる場合には否認することがある。
- ④ 応募者は、町とこの事業に関するアドバイザー契約を締結した企業（当該企業の指示により当該契約に関する業務を行う企業を含む。）及びその関連会社（親会社及び子会社を含む。）が応募者又はグループの構成員として参加していないこと。

(3) 企業等グループとしての応募者の条件

企業等グループとして応募する応募者は、上記（2）の他、次の条件を満たすものとする。

- ① 本事業の事業者選定プロセスにおいて、主たる役割を果たす企業を代表企業として選定すること。
- ② 代表企業は設立されるSPCに出資すること。
- ③ 企業等グループの構成員のいずれかが、別途、独立して応募者たる企業等グループの構成員として重複参加していないこと。ただし、町と事業者との事業契約締結後、選定されなかった企業等グループの構成員が、選定事業者の業務等に協力することは差し支えない。
- ④ 本事業の選定プロセスを通じて、応募者の構成員の変更は認めない。ただし、止むを得ない事情が生じた場合には、協議の上変更を認める場合がある。

(4) 参加資格の欠格事由

次に該当する者は、応募者、又はその構成員となるができないものとする。

- ① 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当

する者。

- ② 町の指名停止措置を受けている者
- ③ 最近1年間において、個人においては個人町民税、法人においては法人税、消費税又は法人事業税を滞納している者
- ④ 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者

2. 参加資格の審査・確認

(1) 参加表明書の提出

本事業の事業者選定プロセスに参加しようとする者は、参加表明書と添付書類を、下記により提出すること。

- ・ 提出方法：持参のみとする。町は、提出書類を確認後、受領書を発行する。
- ・ 受付時間：平成17年6月3日（金）午前8時30分～午後5時
- ・ 受付場所：山城町役場（環境課）
- ・ 電話：0883-86-1137
- ・ 提出書類：①参加表明書（別紙①号様式）
 - ②添付書類（企業等グループの場合は代表企業のみ）
 - （ア）会社概要
 - （イ）定款
 - （ウ）印鑑証明書
 - （エ）法人税等納税証明書（地方税に係るものを含む）
 - （オ）法人登記簿謄本
 - （カ）損益計算書（直近3年分）
 - （キ）貸借対照表（直近3年分）
 - （ク）構成員名簿（企業グループ及び個人も含む）

(2) 参加表明書提出の辞退

参加表明書を提出して後に参加を辞退する場合は、参加辞退届を平成17年6月8日（水）までに、山城町役場まで持参又は郵送（必着）により提出すること。（参加辞退を理由として、今後山城町の行う業務において不利益な取扱をされることはない）。

(3) 参加資格の確認

参加資格審査の結果については、平成17年6月6日（月）に、応募者（企業等グループの場合はその代表企業）に対し書面で通知する。また、山城町ホームページにおいても同日から公表する。

(4) 参加資格に関する説明要求

参加資格がないと判断された場合、平成17年6月6日（月）から6月10日（金）までの間で、町の通常勤務時間内において、書面により説明を求めることができる。説明要

求に対する回答は、平成17年6月13日（月）までに応募者に対して送付する。

(5) その他

参加資格の確認は、参加表明書の提出日現在で行う。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に、応募者または応募者を構成する企業等が上記の参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は、その時点で失格とする。

3, 事業者募集要項に関する質疑

本募集要項の内容等に関して質問がある場合は下記によって受け付ける。

- ① 受付日時：平成17年6月6日（月）午前12時まで
- ② 受付方法：質問書（別紙②号様式）に記入の上、Eメールにより提出してください。
これ以外（電話、口頭等）による質問は受け付けない。
Eメールアドレス：kankyo@town.yamashiro.tokushima.jp
- ③ 回答方法：山城町ホームページにおいて、随時回答する。なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しないととも、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。

4, 提案書の受付

参加資格が確認された応募者に対し、本事業に関する提案書の作成・提出を依頼するが、その提案書は、下記のとおり受け付ける。提出方法は、持参のみとする。町は、提出書類を確認後、受領書を発行する。

- ・ 受付日時：平成17年6月14日（火） 午後1時30分～午後5時
- ・ 提出場所：山城町役場 4階 第3会議室
- ・ 提出部数：正 1部 ・副 10部

5, その他応募に関する留意事項

- ① この募集要項に基づき提出された書類等の取扱は、個人情報保護に関する法律に基づき、この事業選定以外には利用しません。また、応募者から本募集要項に基づき提出される書類の著作権は、書類の作成者に帰属する。ただし、応募者の承諾を得たものは、町が無償で使用することができるものとする。
- ② 応募者は、提出書類の提出をもって、本募集要項及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。
- ③ 町が配布した資料及び回答書は、本募集要項と一体のものとし、以後配布するものが本募集要項を補完・修正するものである場合には、それが本募集要項よりも優先するものとする。
- ④ 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。
- ⑤ 応募のための保証金は免除する。
- ⑥ 提出された書類については、変更できないものとし、また、理由のいかんに関わらず返却しない。

- ⑦ 町が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の範囲であっても、町の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、または、内容を提示することを禁じる。
- ⑧ 本募集要項に定めるもののほか、募集に当たって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。
- ⑨ 応募資格があると認めた応募者に対し、必要に応じて別途ヒアリングの機会を設ける場合がある。

V 提案書の審査

1, 審査委員会の設置

提案書の審査にあたっては、事業専門家及び町の職員等で構成する、山城町 PFI 事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。審査委員会は、提案書の内容を審査し、提案書から最優秀提案書・優秀提案書を選定する。委員は、町入札審査関係者、浄化槽等専門家、施工管理等専門家等学識経験者で構成する。審査委員会の審議は非公開とする。

2, 審査結果の通知

審査委員会による審査結果は、すべての応募者（企業等グループの場合はその代表企業）に文書で通知する。また、山城町ホームページにおいても公表する。

3, 契約交渉

審査委員会が最優秀提案書を選定した後、町はその提案者を優先交渉者として契約交渉を行い、合意に達した場合は、その提案者を本事業の事業予定者として選定する。その提案者との契約交渉が合意に達しなかった場合は、次位の優秀提案書の提案者と契約交渉を行い合意に達した場合は、その提案者を本事業の事業予定者に選定する。次位の提案者とも合意に達しなかった場合は、本事業の特定事業選定について再検討からやり直すものとする。

VI 契約の概要

1, 契約の構成

町と事業予定者は、次の手順で事業契約を締結するものとする。

① 契約締結に向けての協定

事業予定者選定後、速やかに事業予定者（企業等グループとしての提案者にあつては代表企業）と町の間で、契約締結に向けての協定を締結する。この協定は、事業契約の締結に向け、事業予定者は SPC を設立し、町は議会の承認等のため双方が協力していくことを確認する旨の内容となる。

② SPC の設立

事業予定者は、上記協定の締結後、速やかに契約当事者として SPC を設立するものとする。

③ 仮契約

事業予定者による SPC 設立後、速やかに町と SPC との間で事業期間中の双方の役割、責任分担について明確化した仮契約を締結する。仮契約書は、山城町議会（最も近くに開催される町議会）における承認に付される。

④ 本契約（事業契約書）

仮契約が山城町議会における承認を経た後、その旨を契約の相手方に通知したときに、本契約として効力を発するものとする。

⑤ 事業実施計画書

事業者は、契約締結後 1 ヶ月以内に、町と協議の上本事業の業務実施に関する業務実施計画書を作成するものとする。

2, インセンティブ条項とペナルティ条項

本契約においては、下記のようなインセンティブ条項とペナルティ条項を規定することとしている。

- ① 年度ごとに協議して設置目標数を定め、達成度に応じて買取価格を増減する。
- ② 所定の維持管理水準を定め、達成度に応じて維持管理委託費を増減する。
- ③ 所定の使用料等の収納水準を定め、達成度に応じて使用料等徴収委託費を増減する。

3, リスク管理の方針

① 基本的な考え方

本事業における浄化槽の建設、維持管理の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、町が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途事業者と協議の上、町が責任を負うものとする

② リスク分担

町と事業者のリスク分担の基本的な考え方については、本募集要項の別紙 1 による。

③ その他

各業務を担当する企業等は、SPC から請負った業務の一部について、町の事前承認を条件として、第三者に委託又は下請させることが出来るが、第三者に対し委託又は下請させても、当該業務に関する責任は応募者自身が負うことを理解していること。

4, 保険等

事業者は、下記の保険に加入するものとする。

① 第三者賠償保険

工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼした場合、事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害を負担するため、事業者は第三者賠償保険に加入するものとする。

② 浄化槽機能保証制度

浄化槽に異常が生じたが、その原因者が明らかでない場合に、浄化槽業界団体の責任において速やかに改善措置をとるために、(社)全国浄化槽団体連合会の機能保証制度に加入するものとする。

5. 財政上及び金融上の措置

本事業は、事業者が建設した浄化槽を、竣工後、町が買取ることとしているが、この買取事業において、町は、国庫補助金等の交付を受けることを予定している。

事業者は、この買取事業が国庫補助事業等として実施されることを踏まえ、国庫補助基準等に適合する施設となる技術基準を遵守するとともに、町が行う国庫補助金等に係る手続き等に必要な協力及び支援を行うものとする。

6. 選定事業者の権利義務等に関する制限

(1) 選定事業者の事業契約上の地位の譲渡等

町の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

(2) 特別目的会社の株式の譲渡・担保提供等

本事業を遂行するため、SPCに出資を行った企業、団体は、本事業が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、町の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

VII 提案の内容及び条件

1. 提案書の内容

提案書は、概ね別紙2の内容を記載するものとする。しかし、必ずしもこの順番である必要はなく、随時新たな章を設けることも差し支えない。また、提案書は原則日本語とし、単位は計量法で定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時、単価表示等は消費税が含まれるか否かを明記すること。

2. 町による買取事業の概要

- ・ 事業者が設置した全ての浄化槽（約750基）が買取対象となる。但し、宅内設備費、放流設備費については対象外（使用者負担）。

- ・ 選定事業者が設置した新規浄化槽の町による買取事業は、原則として、前年度1月から当該年度12月までの竣工分が対象となる。
- ・ 買取単価は契約書のインセンティブ条項・ペナルティ条項に基づいて増減する場合がある。
- ・ 事業者が設置した浄化槽の使用する権利は、買取時期に関わらず、使用開始時から町に帰属するものとする。

3, 町による維持管理委託事業の概要

- ・ 原則として、選定事業者が設置した浄化槽、及び既に設置されているものの内、町に管理責任が移管された浄化槽で、町から新たにSPCと協議の上SPCに委託される浄化槽が維持管理の対象となる。
- ・ 各年度の維持管理委託事業は、当該年度4月から3月までに使用された浄化槽が対象となる
- ・ 維持管理委託単価及び使用料徴収委託単価は、インセンティブ条項・ペナルティ条項に基づいて増減する場合がある。

VIII 事業実施に関する事項

1, 町による本事業の実施状況の監視

町は、事業契約に基づく事業者による業務実施状況、及び事業者の財務状況を把握するため、定時又は随時に、現場検査又は書面により、監視を行うものとする。

- ① 設置工事に対する中間検査、竣工検査
- ② 維持管理等に関する報告書等のチェック
- ③ 収納、支払管理（証拠書類のチェック）

業務のモニタリングの結果、別途定める基準によるサービス水準が達成されない場合、事業者に対して修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができるものとする。

2, 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、町と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約中に規定する具体的措置に従うものとする。また、事業契約に関する紛争については、徳島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

3, 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 事業者の提供するサービスが事業契約に定める町の要求水準を下回る場合、その他事業契約に定める、事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行、又はその懸念が生じた場合、町は事業者に対して、修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出及び実

施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、町は事業契約を解除することができるものとする。

- ② 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果事業契約に基づく事業の継続が困難と合理的に考えられる場合、町は、事業契約を解除することができるものとする。
- ③ ① 又は②において、町が事業契約を解除した場合、町と事業者は、工事の進捗状況について共同で調査を行い、竣工しているものについては買取を実施し、竣工していないものについては、その工事進捗状況に応じて、町が買取り、又は撤去させることができるものとする。また、この際町に生じた損害を請求することができるものとする。

(2) 町の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 町の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができるものとする。
- ② ①において、事業者が事業契約を解除した場合、事業者は町に対し、これにより事業者が生じた損害を請求することができるものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、町または事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、町及び事業者双方は、事業継続の可否について協議することとする。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれ相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、町及び事業者は、事業契約を解約することができるものとする。

(4) その他

上記の解除事由や損害賠償金額及び不可抗力等による契約終了時の清算方法の詳細等は、事業契約で規定する。

4. 支払手続

(1) 買取事業

- ① 事業者は、毎年2月末日までに、当該年度において買取を請求する浄化槽施設について、買取請求申請書を町に提出する。
- ② 町は、買取請求申請書受領後10日以内に、買取対象とする施設としての確認通知を事業者に送付する。
- ③ 事業者は、確認通知書受領後、速やかに町に支払請求書を送付する。
- ④ 町は事業者からの請求書を受領後、速やかに、事業者に支払うものとする。

(2) 維持管理委託事業

- ① 事業者は、毎年4月10日までに、当該年度において維持管理の対象となった浄化槽施設について、その業務報告書を添付して、維持管理委託費請求書を町に提出する。
- ② 町は事業者からの請求書を受領後、速やかに、事業者に支払うものとする。

別紙1 町と事業者のリスク分担の基本的な考え方

事 項	官	民
1. 浄化槽の設置計画（生活排水計画）の住民への周知	○	
2. 地域の指定及び住民への周知	○	
3. 各戸ごとの工事費の見積	(○)	○
4. 使用料／受益者負担金条例の制定	○	
5. 住民との合意（計画書及び承認書）	(○)	○
6. 工事分担金の住民からの徴収	(○)	○
7. 浄化槽設置届等（保健所等）		○
8. 使用料等の住民からの徴収	(○)	○
9. 未収の場合の補填	○	(○)
10. 工事の実施		○
11. 工事費の立替		○
12. 工事完了届		○
13. 設置届		○
14. 使用開始届の住民からの受理	○	
15. 保守点検の実施		○
16. 保守点検費の立替		○
17. 保守点検結果の市町村への報告		○
18. 7条検査の実施		○
19. 7条検査費の立替		○
20. 7条検査結果の市町村への報告		○
21. 清掃・収集・運搬等の実施		○
22. 清掃費等の立替		○
23. 清掃費等の市町村への報告		○
24. 11条検査の実施		○
25. 11条検査費の立替		○
26. 11条検査結果の市町村への報告		○
27. 通常の使用状態で発生した修繕等に係る工事の費用負担		○
28. 事故・災害時の工事等の費用負担	○	(○)
29. 事業計画の策定	○	○
30. 資金の調達計画・返済計画の策定		○
31. 資金の借入		○
32. 借入金の返済		○
33. 公的財政支援	(○)	○
34. 設置浄化槽管理台帳整備	(○)	○

※ (○) 当該リスクの一部を限定的に負担するもの

別紙2

提案書の記載内容

章	節
第1章 設置申込の募集に関する事項	(1) 広報活動の実施方法 (2) 工事準備のための測量、設計、放流先の確認等に関する業務の実施方法 (3) 設置届から使用開始までの業務フロー
第2章 工事に関する事項	(1) 実施体制 (2) 町の買取事業に使用する検査書類等の整備方法 (3) 本事業とは別に家屋の改造工事を依頼された場合の業者あっせん及び貸付金制度等のあっせんに対する基本方針
第3章 保守点検、清掃、法定検査に関する事項	(1) 実施体制・役割分担 (2) 工事完了から7条検査までの期間の業務実施方法 (3) 7条検査終了後の維持管理の業務実施方法 (4) 各維持管理業者との連携の体制 (5) 維持管理用記録の保存の方法
第4章 使用料・受益者負担金の徴収業務に関する事項	(1) 実施体制 (2) 調定、納入通知、徴収、督促等の業務フロー (3) 徴収コスト低減のための提案
第5章 効率化を実現するための従来手法とは異なる基本的考え方	(1) 建設コスト低減の方法 (2) 維持管理コスト低減化の方法 (3) 高度処理型浄化槽に対する考え方
第6章 価格提案	(1) 規模別の1基当り希望買取単価 (2) 規模別の1基当り希望維持管理委託単価 (3) 1基当り希望使用料等徴収単価 ※(1),(2)は50人槽までの規模ごと。5～10人槽までは町の事業計画(750基)及び最低設置目標(450基)を考慮した単価とする。
第7章 その他応募者として主張したい事項	

別紙①号様式

参加表明書

平成17年 6月 日

山城町長 西 徹 様

(住 所)

(会社名又は代表企業名)

(代表者)

⑩

(電話・FAX番号)

(E-mailアドレス)

「山城町浄化槽市町村整備推進事業」への参加について

「山城町浄化槽市町村整備推進事業」に参加を希望しますので、参加表明書を提出します。

別紙②号様式

「山城町浄化槽市町村整備推進事業」質問書

会社名又は代表企業名

代表者名

担当者名

電話

FAX

番号	質問事項
----	------

--	--

別紙③号様式

参加辞退届

平成17年 月 日

山城町長 西 徹 様

(住 所)

(会社名又は代表企業名)

(代表者)

印

(電話・FAX番号)

(E-mailアドレス)

平成17年 月 日付けで参加表明しました「山城町浄化槽市町村整備推進事業」への参加について、都合により辞退したいので届け出ます。

